

日本遺産構成文化財の追加について

1 報告趣旨

本市の日本遺産認定ストーリー「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」の30番目の構成文化財として、「諏訪神社（鑑水）の文化財」が7月14日付で文化庁から追加認定を受けたため、報告する。

2 報告内容

(1) 構成文化財の名称

「諏訪神社（鑑水）の文化財」（鑑水1078番地1）

(2) 構成文化財の内容

- ア 諏訪神社社殿（諏訪神社・八幡神社・子の権現・旧子の権現各社殿 附 棟札）【市指定有形文化財（建造物）】
- イ 諏訪神社拝殿（扁額、天井画、大絵馬を含む）【市文化財未指定】
- ウ 境内の石造物【市文化財未指定】



手前：①諏訪神社本殿
中央：②子（ね）の権現本殿
奥：③八幡神社本殿



諏訪神社（拝殿・左に子の権現旧本殿の覆屋がみえる）

